

〔一般(サ社、警、企、交企、備)第45号
令和7年4月1日〕

山形県警察におけるサイバー戦略

第1 情勢認識

デジタル化の進展に伴い、サイバー空間は、全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げ、今後の技術開発やインフラ整備の進展等により、実空間とサイバー空間が融合した社会の到来が現実となりつつある。

他方で、新しいサービスや技術を悪用した犯罪が続々と発生し、その手口は悪質・巧妙化の一途をたどっているほか、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が明らかになるなど、サイバー空間を巡る脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

こうした情勢の中で、サイバー空間の安全・安心を確保していくためには、警察として、深刻化するサイバー空間の脅威に適切に対処できる体制を整備するとともに、国内外の多様な主体と手を携え、社会全体でサイバーセキュリティを向上させるための取組を強力に推進する必要がある。

第2 推進事項

1 体制及び人的・物的基盤の強化

(1) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

地理的な制約を受けないこと、高度な技術が用いられることなどの特性を持つサイバー事案へ対処するためには、リソースを最大限に有効活用することが不可欠である。

こうした観点を踏まえつつ、サイバー部門の体制整備を推進するとともに、サイバーセキュリティ総括責任者を中心とするサイバー部門の連携体制を一層強化する。

(2) 優秀な人材の確保及び育成

構築した体制の機能を遺憾なく発揮するためには、サイバー事案への対処や国際的な感覚に秀でた多様な人材の確保・育成が不可欠であることから、こうした資質を有する者の採用及び育成を部門横断的かつ体系的に推進する。

特に、人材育成に関しては、民間の知見等を活用するほか、高度な教養機会の確保に向けた環境整備を推進するとともに、捜査員・技術者の垣根を越えた人的交流、知見の共有等を促進することにより、捜査と技術の両方に精通した人材層の充実を図る。

また、各部門との人事交流により、サイバー事案に対する警察組織全体の対処能力の向上に努めるとともに、当該人事交流の趣旨を充分に踏まえた人事配置に

配意する。

このほか、内外で顕著な実績を挙げた職員に対し、適切な賞揚を行うこと等により、更なる能力の研鑽と職務への精励を促す。

(3) 警察職員全体の対処能力向上

サイバー事案に関する地域住民からの多様な相談等に適切に対処するためには部門を問わず、サイバー・デジタル分野に係る対処能力を向上させが必要であることから、警察組織全体として、当該分野に係る能力の修養を教養の根幹に位置付け、対処能力の向上に向けた人材育成を推進する。

(4) 資機材の充実強化

サイバー事案への対処に必要な資機材及び解析用資機材の整備・高度化、情勢に応じた機能強化等を推進し、対処能力の向上を図る。

(5) 警察における情報セキュリティの確保等

警察を標的としたサイバー事案による被害を未然に防止し、または最小化するため、脆弱性情報等の情報セキュリティインシデントに発展し得る情報の集約・組織的管理、警察職員の情報リテラシーの向上、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化等を推進する。

2 実態把握と社会変化への適応力の強化

(1) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

新たなサービスや技術の開発等により急速に変化する情勢に対処するためには平素から情報の収集・分析に努め、当該変化を早期かつ的確に把握することが不可欠である。

県民・事業者等からの通報・相談は、捜査の端緒となるだけでなく、サイバー空間をめぐる情勢の変化を把握する観点からも重要であることから、警察への通報・相談が適切になされるよう、広報啓発等を通じた通報・相談しやすい気運の醸成や環境整備等を推進する。

また、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との情報交換を積極的に推進する。

(2) 実態解明と実効的な対策の推進

事案対処に際しては、被疑者の検挙のみならず、犯行手口等の実態解明や被害の拡大防止等の観点が不可欠である。

サイバー事案に対する厳正な取締りを推進し、実態解明を進めるとともに、各部門が連携し、解明された情報の適切な公表等を通じて、被害の未然防止・拡大防止、犯罪インフラ対策等を推進する。

さらに、実態解明を進めるためには、インターネット上の情報収集、不正プログラムの解析等が不可欠であることから、人工知能等の先端技術を活用した分析・解析の高度化・効率化を推進する。

加えて、サイバーパトロール等により、違法情報・有害情報の把握に努め、その取締り等を推進する。

3 部門間連携の推進

サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門にとっても重要な課題となっており、統一的な戦略の下で、サイバー空間への脅威への警察全体の対処能力を強化する必要があることから、次のとおり、サイバーセキュリティ対策委員会を設置する。

(1) サイバーセキュリティ対策委員会の設置

警察本部に、山形県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 任務

委員会は、サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約、分析するとともに、山形県警察サイバー戦略等が講ずべき対策方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

イ 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長、生活安全部長、警備部長

委員 刑事部長、交通部長、情報通信部長、警務部理事官、交通部理事官、統括戦略官

ウ 運営

(ア) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催する。

(イ) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の出席を求めることができる。

エ 庶務

委員会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

(2) サイバーセキュリティ総括責任者等の設置

ア サイバーセキュリティ総括責任者は生活安全部長を、サイバーセキュリティ責任者は生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

イ サイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携及び調整を行うものとする。

(ア) サイバー戦略に関すること。

(イ) 情報の集約・共有に関すること。

(ウ) 捜査支援及び技術支援に関すること。

(エ) 人材育成方策に関すること。

- (オ) 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること
- (カ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

ウ サイバーセキュリティ責任者

サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

(3) サイバー事案対応

限られた態勢でサイバー事案に適切に対処するためには、事案認知・事案対処・被害防止対策等の各段階において、各部門が連携することが不可欠である。

サイバー事案に対しては、サイバー部門のみならず、各事件主管課が主体的に捜査を推進することとするほか、特に高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー事案に対しては、関係部門が連携して、犯行手口や組織的なつながり等の解明を推進する。

また、相談受理・情報共有態勢の構築、サイバー部門による技術支援の実施、事業者等との関係構築における協調等警察の総合力を発揮するための部門間連携の体制強化を推進する。

4 官民連携の推進

(1) 産学官の知見等を活用した対策の推進

日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）等と連携し、産学官の情報や知見を活用したサイバー事案に係る取締り及び被害防止対策を推進する。

(2) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

サイバー事案による被害を防止するためには、警察による取組のみならず、民間事業者やインターネット利用者等も含めた社会全体における対策が重要であることから、行政機関、民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を推進する。

(3) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

新たなサービスや技術が、サービス設計の欠陥を突かれるなどして悪用され、犯罪インフラとして機能する例が認められるところ、犯罪インフラ化を阻止するためには、民間事業者等と連携して対応することが不可欠である。

サービスの悪用を防止する観点からのサービス設計の見直し、事後追跡可能性の確保等、民間事業者等において必要な対策が行われるよう、被害実態の情報提供等を通じた働き掛けを推進する。

さらに、個別の事業者等との信頼関係の構築に努める。

(4) 地域において活動する多様な主体との連携

地域社会全体のサイバーセキュリティの水準を向上させるためには、警察だけでなく、地域において活動する多様な主体との連携が不可欠である。

また、経済安全保障の観点からもサイバーセキュリティ対策の推進は重要性を

増していることから、こうした視点を持って取り組むことが重要である。

サイバー防犯ボランティア等の地域に根ざした各主体の活動や学校教育とも連携して、サイバーセキュリティ人材の育成や各種防犯活動等を推進する。